

まちなか定住促進事業補助金の手引き

1. 事業の内容について

株式会社まちづくり飛騨高山（以下、まちづくり会社という）は、**高山市外から中心市街地へ移住するため**、自己居住用の住宅の新築、取得、改修をしようとする者に対し、工事や取得等に要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象となる経費

- ①設計及び管理委託費
- ②整地費
- ③住宅の新築又は改修に要する費用
- ④住宅の取得に要する費用
- ⑤その他まちづくり会社が認めるもの
 - ※土地購入費は除く
 - ※消費税は除く

3. 補助率及び補助の額

① 市外移住（高山市外から中心市街地に移住する場合）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修 取得	対象経費の1/2	1,500千円	

② 居住者がいる住宅に移住する場合

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修	—	30万円	補助対象経費が300万円以上のものに限る

※居住者がいる住宅を取り壊し、同場所に新築する場合も「②居住者がいる住宅」に該当します。

4. 補助対象者の要件（下記要件全てを満たす者）

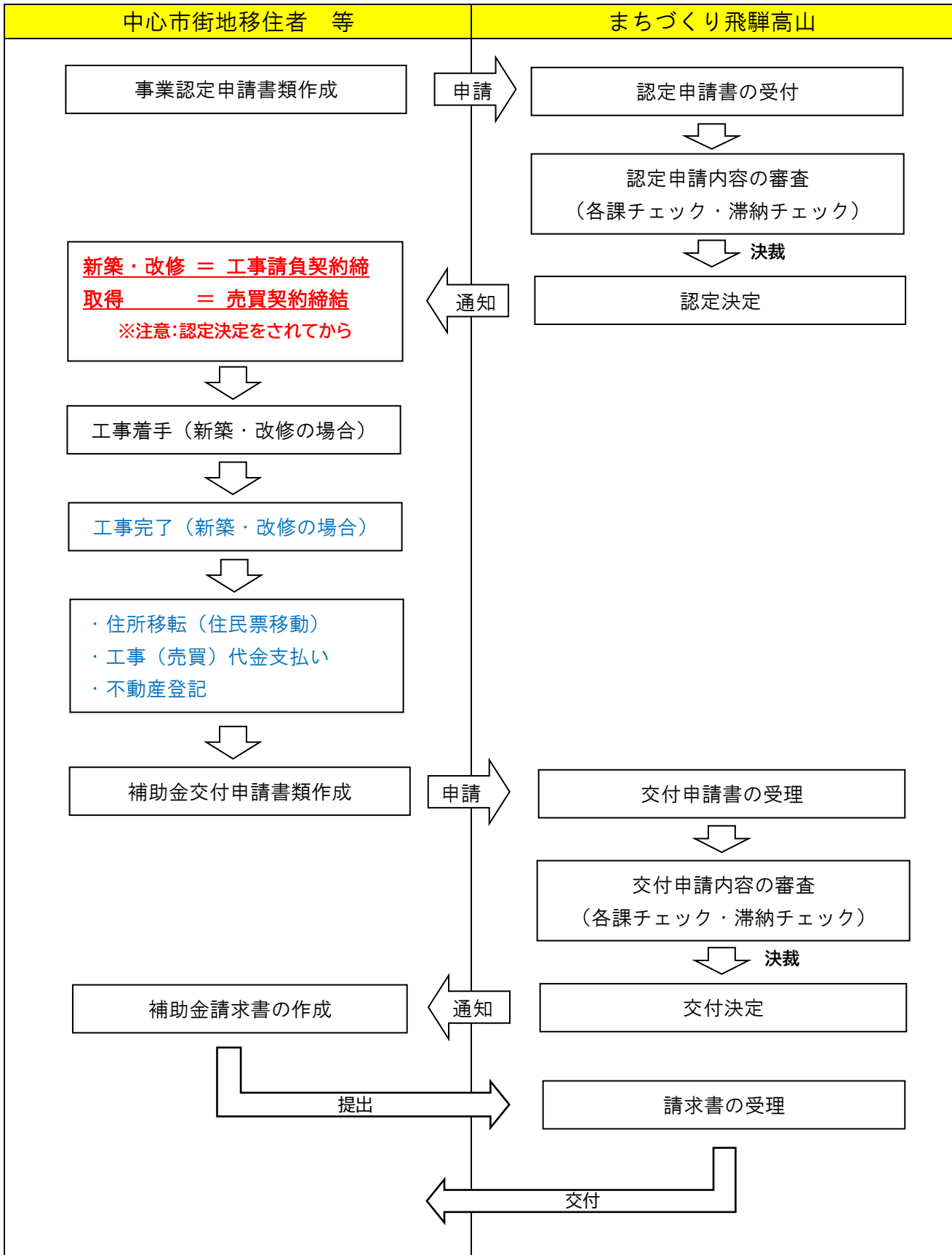
自己居住用の住宅を新築、取得、改修しようとする者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

	要 件
①	当該住宅に移住する者があること
②	申請者及び移住する者は、当該事業完了後、5年以上継続して当該住宅に定住する意思のある者
③	地域住民との交流を積極的に図る意思のある者
④	取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことのある一戸建て住宅であること。（建売住宅は対象外）
⑤	高山市の飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金及びまちなか居住促進事業補助金の交付を受けていないこと。
⑥	この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた者でないこと。
⑦	平成27年3月31日時点に中心市街地に住民登録されていないこと。
⑧	虚偽の申請その他不正な手段により中心市街地以外に住民登録をしていないこと。（補助金を受給する目的で故意に中心市街地以外に住民登録をしていないこと）

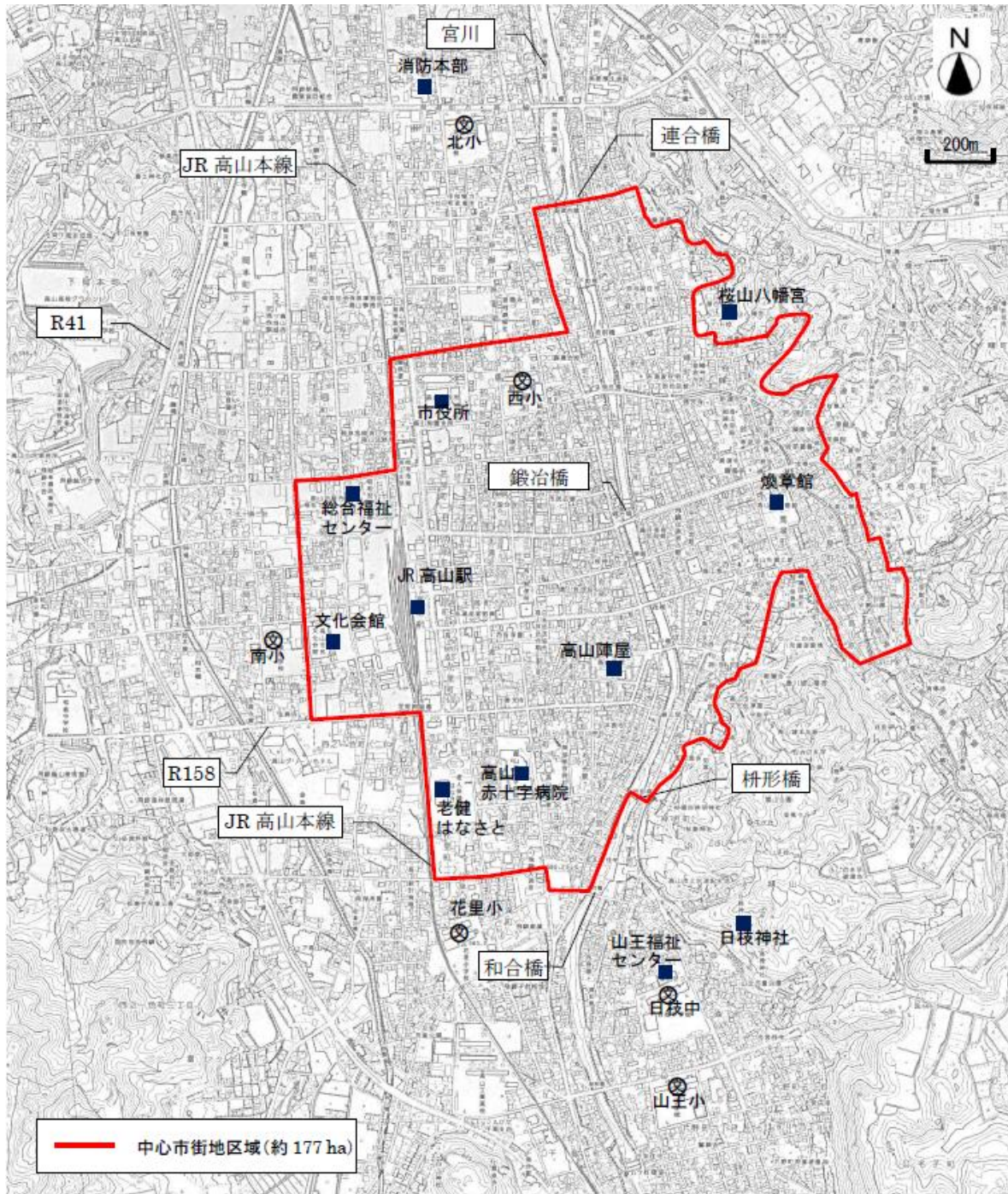
5. 住宅の主な要件

	要 件
①	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例第2条第1号に基づくまちづくりの方針に適合していること
②	新築又は改修に係る補助対象経費は高山市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む。）に発注されるものであること
③	高山市の他の補助制度を活用している場合、補助対象経費が重複していないこと
④	この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた住宅でないこと

6. 事業の流れについて



7. 中心市街地の区域



<お問い合わせ先>

株式会社 まちづくり飛騨高山

電話：0577-57-8765

FAX：0577-57-8764